

認定制度の現状と矛盾 —58年経てもなお続く行政的水俣病の問題

熊本学園大学水俣学研究センター
研究助手
井上ゆかり

本日、お話ししたいこと

- ・水俣病の「認定」とは何なのか
 - 医師が診断したらそれで終わりでない
 - 申請する人は何を求めて認定申請するのでしょうか
- ・「本人申請主義」の何が問題なのでしょうか
- ・皆さんがこれから出て行く「社会」の一面がもつもの
 - 「水俣病は社会を映す鏡である」原田正純先生の言葉
 - 多くの人はマイノリティ(少数派)となる。就職、労働問題、病気、介護の問題を抱えた時…。

→「認定」は誰のため、何のためにあるのでしょうか

→環境省や熊本県の対応をどう考えますか

1

補償協定1973年7月

表1-1 チツツとの補償協定等による認定患者への補償内容 1973年

認定患者への補償 内容 / ランク	1973年当時			単位=円
	A	B	C	
特別調整手当 月額	60,000	30,000	20,000	
医療手当 通院				4,000~5,000
入院				5,000~7,000
医療費				チツツが全額負担
介護費				15,000~20,000
葬祭料				200,000~233,000(1974年当時)

出典)平成24年4月2日ミコ第1号 チツツ株式会社水俣本部 本部長 木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」より作成

熊本地方裁判所は、一時訴訟判決において、水俣病はチツツ株式会社の工場排水起因したものであり、かつ、チツツ株式会社に通失責任ありとして原告の請求を全面的に認める判決を行った。

<本文>

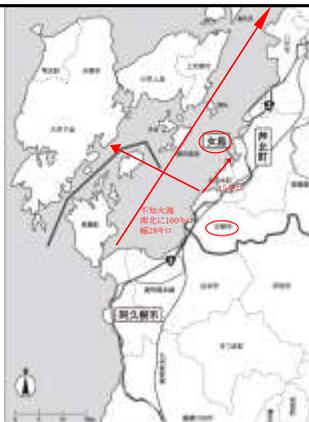
三、本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望するものには適用する。

2

何を求めて申請するのか

- ・医学的に水俣病はひとつ
 - しかし、「水俣病かどうか」を判断する基準は行政が定めた基準。これを満たさなければ「認定」されない。
- ・「加害」と「被害」の立場を明確にする
- ・この補償金は、人生を水俣病によって破壊された人たちの人権回復のためのもの

3



4

調査目的

1. 漁民被害の把握
 - ①健康被害の把握
 - ②同一家族内・漁撈組織の被害状況、集落内における被害の全体像、ならびに水俣病認定申請が遅れた理由を明確化し、漁村落での各世代層の被害隠しの経過を把握する
 2. 漁業被害の把握
 - ①漁村における共同性の特徴を血縁関係、漁撈組織、漁業の操業方法などから把握する
 - ②各漁協の流通販路の状況
 - ③漁業補償金の変遷
-
1. 水俣病認定患者や各種救済手帳所持者の症状が年齢を重ねるごとに、どのように悪化しているかを明らかにする
 - 今なお裁判で争われている水俣病とは何か(病像)を明らかにする
 - 鍼などの治療回数などから日常生活上の被害の実態を明らかにする。
 2. 健康状態と補償実態を明らかにする
 - 住民の間で言われているが行政の政策で無視され続けている
 3. 若い世代の水俣病被害の実態を把握することで、汚染の時期を1969年11月までとする国、熊本県の主張を検討するため

5



6



7



8



9



10



11



受診率 ある住民の声

年齢	計	男			女			受診率 (%)
		認定	手帳	申請中	認定	手帳	申請中	
16~20	0	0	0	0	0	0	0	0
21~30	1	0	0	0	0	0	0	12
31~40	2	0	0	1	0	0	1	15
41~50	4	0	1	0	0	2	1	44
51~60	5	0	2	1	0	1	1	22
61~70	3	0	0	0	1	2	0	30
71~80	19	4	3	0	6	6	0	73
81~90	12	3	1	0	7	1	0	100
計	46	7	7	2	14	12	3	1

54歳、役場に勤務する男性(両親は水俣病認定患者、漁師)
 「おれば水俣病にそやしよごたつとか」
 「娘が2人もおって結婚もしたらんと」
 水俣病の健康調査を受けることにすら拒絶感を示した。
 →各種救済手帳にすら申請していない

本人申請主義だと何が問題か 1

- 水俣病の申請をすることが、その家族や親類の結婚、就職にさしかえるのではないかという心配
- 申請することが利益行為として地域から差別されるのではないか
- チッソ、関連企業、市役所などに務めていると職場に分かるのではないか。職場で肩身が狭くなるのではないかという不安

→申請することすらできない
 →症状があっても、幼い頃からあるので分からない人は申請しない
 →水俣病の影響かもしれないと思っても、申請をためらう

↓

認定されなければいけない人が救われない状況を生み出す

本人申請主義だと何が問題か 2

被害者手帳の一時金を選択する時にチッソに個人情報伝わるのを危惧する実態

出典：2014年9月7日「朝日新聞」朝刊、34面

女島における医学的診断と補償救済制度の乖離

健康調査結果 (原田・下地診断)	行政上の区分
水俣病	公健法認定
胎児性水俣病	医療手帳
水俣病疑い	被害者手帳
水俣病の可能性否定	被害者手帳申請中
	水俣病認定申請中
	未申請
46	46

出典：2011~2012年調査データより作成

年齢対象外も救済

熊本4人、鹿児島2人

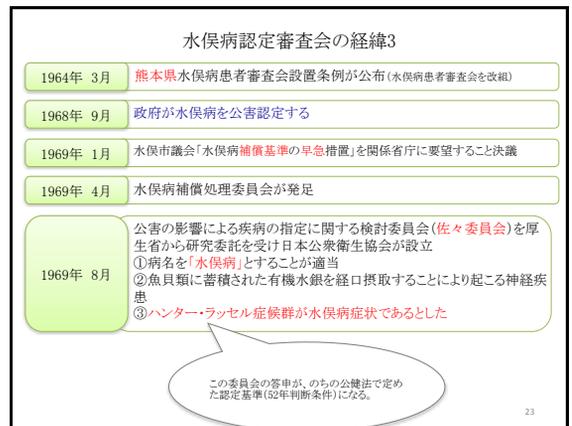
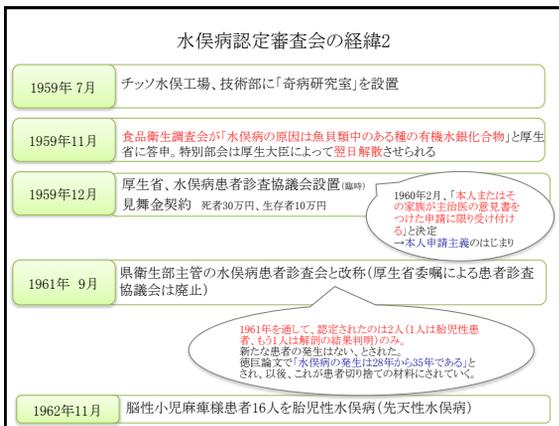
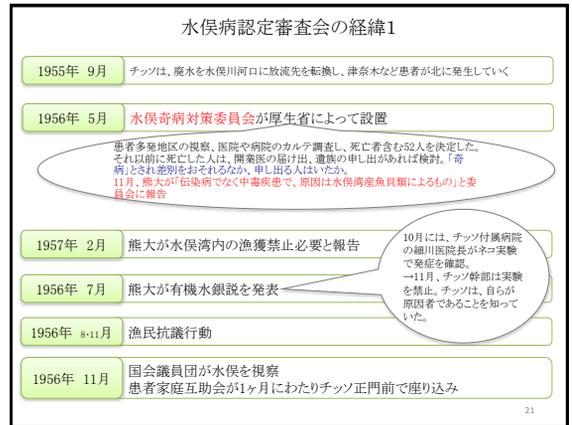
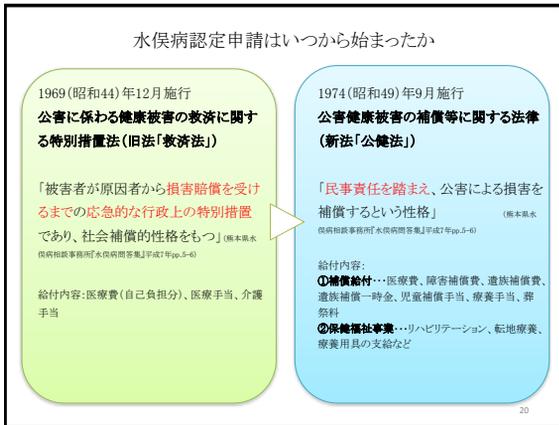
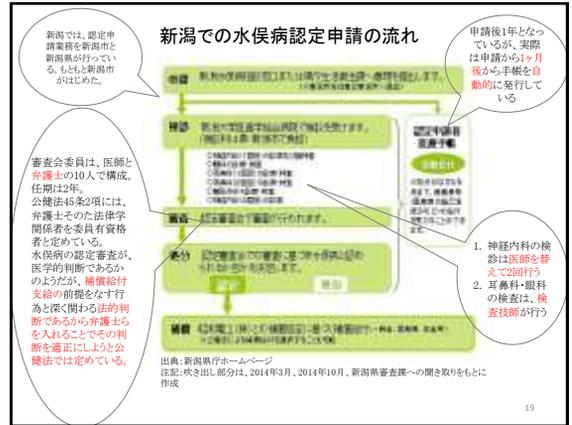
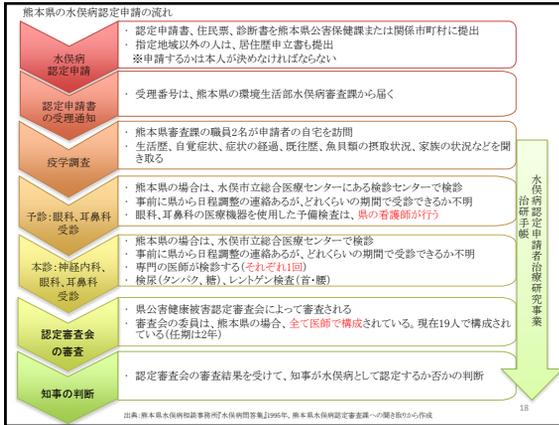
年齢対象外(1969年12月以降に生まれた人)の4人 熊本県の場合

臍の緒のメチル水銀濃度1ppm以上(胎児性水俣病の診断基準)だった。臍帯があったから、被害者手帳の対象となった。

臍帯や毛髪がなければ、本人の高濃度のメチル水銀を取り入れた可能性が確認できないとする熊本県。

→なんのために、申請時に「魚貝類摂取等立書」や「提出診断書」を出すのか。
 →本来、胎児性水俣病とされるべき人

出典：2014年8月30日「熊本日日新聞」朝刊



公健法が定める水俣病の認定基準

成人の場合(52年判断)

- 疫学条件
 - ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
 - イ. 魚貝類の摂取状況
 - ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
 - エ. 発病の時期、経過
- 臨床症候
 - 四肢末梢部位の感覚障害+
 - ア. 運動失調
 - イ. 運動失調疑い+平衡機能障害または両視野狭窄
 - ウ. 視野狭窄+聴力障害など
 - エ. 運動失調疑い+その他の症候の組み合わせがあることから有機水銀の影響と判断できるもの

症候が他疾患の症候でもあり、また水俣病にみられる症候の組み合わせと一致する場合は、個々の事情について検査状況を慎重に検討のうえ判断すべき

小児の場合

- 疫学条件
 - 汚染時期に汚染地域に居住し、
 - ア. 母の妊娠中の毛髪水銀50ppm超
 - 母が水俣病に罹患している
 - イ. 臍帯メチル水銀1ppm超など当該児に濃厚な汚染があったと認められる
- 臨床症候
 - 他に原因を求めたい脳障害あり、
 - ア. 知能障害、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害がある
 - イ. 後天性水俣病の症候の組み合わせがある。ただし、**感覚障害は認められないことがある**。

出典：日本学術会議公害対策委員会「水俣病とみどりえび-水俣病実態調査報告書-」1983年

水俣病認定審査会の経緯4

1969年12月	政府、「水俣病」と指定 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(救済法)施行 熊本県公害被害者認定審査会に名称変更(熊本県水俣病患者審査会は解散)
1971年 8月	旧環境事務次官通知を通知(46年判断基準)
1971年12月	中央公害対策審議会、水俣病補償調停委員会を設置
1973年 3月	一次訴訟判決(提訴から3年4ヶ月しての判決)
1973年 7月	患者とチソツが補償協定を締結-10月、公害健康被害の補償等に関する法律 公布
1974年 9月	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)施行 熊本県公害健康被害認定審査会が設置

25

写真:1974年11月「反発」熊本日日新聞報道写真集 水俣病50年2006年

一次訴訟判決後、認定申請者は急増した。1974年10月、2600人余りが認定審査を待つ状態になった。環境省と熊本県は、7-8月に集中検診を実施したが、検診医のなかに水俣病の臨床を経験していない医師がいるとの批判が出た。検診医の辞意が相次ぎ、集中検診は再開できなくなった。事態打開のため、県公害対策局は、水俣市で患者5団体と意見交換会をおこなった。写真は、相思社で水俣病認定申請患者協議会との話し合いのもの。

水俣病認定申請者410人が、1974年12月、「認定の遅れは行政の怠慢」として熊本県知事を相手に熊本地裁に提訴(待たせ賃訴訟)。1976年12月に原告が勝訴し水俣病事件史ではじめて行政責任を認めさせた。

26

1976年から問題になっていた
公的検診での問題

岩本廣喜さんの発言
(水俣病認定申請患者協議会の初代会長)

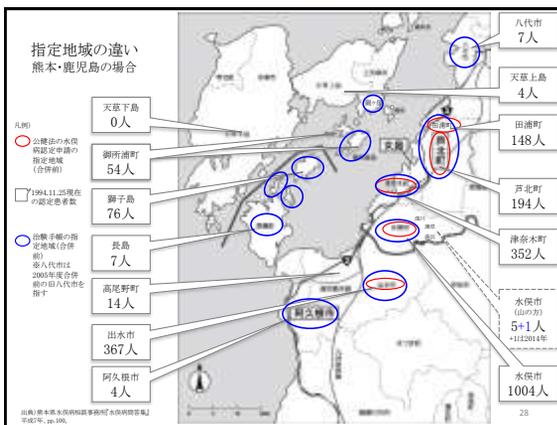
「普通の針よりも大きい針(注射針)で体全身を血がでるようにつつかれた話とか、あるいは、耳鼻科の検診時に鼻の奥まで脱脂綿のついた棒でやられたとか、(略)誰も横のほうに立ってそれを支えてくれる医者がいなくて倒れて腰を痛くして寝込んだ人がいるという話を聞いたんで不審に思いました。」

「水俣病の検診は非常なる高度な学識と経験豊かな医者でないとむずかしいと言いつつ、若い先生方が大勢検診に見えられていた」

「水俣病発見から患者家庭に入り込んで真剣に水俣病に取り組んで来た熊本第2次研究班の人たちが検診医に入っていなかった」

写真:2013年1月、公的検診後3時間経過後の左腕の写真
患者さん家族提供

27



水俣病認定申請者治療研究事業

目的:一定の水俣病認定申請者に対し、県が病状の変化を把握するため、水俣病認定申請者医療手帳(治研手帳)を交付
参考文献:「水俣病認定申請者治療研究事業報告」

- ①水俣病認定申請をし、申請後1年経過した方
- ②青丸地域に5年以上居住した方

※②には、1969年1月1日以降に青丸地域にはじめて居住した方(出生による居住)は除く

→※が追加されたのは2008年から。

29

チソノ除外法が成立
子会社を売却し、株主総会開かず売却できる法律が2014年6月成立
→環境省が認めればできる

2010年1月チソノ社内報
2009年7月に成立した特措法に基づくチソノの分社化に関して
後藤舜吉会長の発言
「水俣病の桎梏(しっこく)から解放される」
→子会社をつくり売却するのはチソノの念願だった

出典: 2014年6月21日「熊本日日新聞」朝刊、3面

滝沢行雄
元国立水俣病総合研究センター所長
当時、水俣市助役

質問状への滝沢助役からの回答(抜粋)

- 「『米国FDA(食品医薬品局)による規制値の見直し』の説明の際、米国ロチェスター大学医学部研究グループによる水俣病の最小発症値の研究成果を紹介したもので、わたし個人の研究として知見を提供したわけではありません。」
- 「さらに、詳細なご質問を4項目いただきましたが、わたしは神経内科ではなく、水銀の中毒学・疫学的研究に従事してきました。水俣病の認定審査にかかわったことはなく、それぞれのご質問に答える立場にないものと思いますので、なにとぞご理解いただければ幸いです。」

出典: 熊本日日新聞、2005年5月12日

出典: 桂方正実『孤闘—正直に生きる』創想社、2009年、pp.301-302。

水銀値と補償救済状況 女島の場合

注記)表中の「○」は、原田正純が1960年から藤本素士(現熊本県環境センター所長)に測定依頼した値を示す。また表中の「△」は、原田正純と熊本大学水俣学センターが熊本県水俣(水俣町)に測定依頼した値を示す。患者番号の「○」は2011-2012年調査で医学的調査をしている方を示し、「△」は1976年不知火総合調査団が医学的調査を行った方を示す。「生年」の括弧内の年齢は熊本県衛生所が行った調査時の年齢で「毛髪検査成績書(松島ノード)」には測定時年齢の記載のみであるため測定時年齢から生年を計算した。水銀値はいずれもメチル水銀値である。

出典)患者番号1-10の毛髪水銀値は、桂方正実『孤闘—正直に生きる』創想社、2009年より抜粋。表中の「毛髪」は熊本県衛生所「毛髪検査成績書(松島ノード)」宮澤信雄旧蔵資料、1963年より抜粋。「藤本」「赤木」の調査水銀値は、「不知火海岸住民の保有貯蔵のメチル水銀値」水俣学研究』創刊号、2009年、pp.151-167から抜粋。

患者番号	生年	測定年	測定場所	測定者	水銀値(μg/g)	補償状況
1	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
2	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
3	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
4	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
5	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
6	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
7	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
8	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
9	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
10	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
11	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
12	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
13	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
14	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
15	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
16	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
17	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
18	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
19	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
20	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
21	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
22	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
23	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
24	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
25	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
26	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
27	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
28	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
29	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
30	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
31	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
32	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
33	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
34	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
35	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
36	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
37	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
38	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
39	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済
40	1915	1960	熊本	藤本素士	0.01	認定済

出典: 『西日本新聞』2014年6月8日、朝刊、33面

今なお続く差別

水俣市立水俣病資料館の語り部の会
会長(56歳)の自宅に差別電話。

会長は、2007年3月に水俣病認定。
認定されるのに10年かかった。

「被害者のふりをして」
「いつまであんだとま騒ぐとか」

出典: 『西日本新聞』2014年6月8日、朝刊、33面

おわりに

- 行政的水俣病=認定基準によって新たな水俣病の被害は生み出され続けている
- 水俣病は殺人事件であるが、「加害者」は明確になったが、「被害者」はまだ全貌が明らかになっていない
→その責任を被害者に押し付けたままでいいでしょうか
- 行政が定めた水俣病(認定基準)は、実態に見合わない
 - ①申請時の医師の診断書と行政的水俣病の判断の乖離
 - ②汚染の時期を1969年11月末としているが、実際にはそれ以降に出生した人に「水俣病の疑い」とされている人がいる
 →若い世代も含めた調査が必要、汚染の時期を机上だけで論議するのではなく、実態を直視する環境省、県の姿勢が必要

40

次回10月16日の水俣学講義

「水俣病の今日までの流れ」

水俣病互助会会長
上村 好男(かみむら・よしお)さん

41